年　　月　　日

川南町長　様

申請者　　住　　所

氏　　名　　　　 　　　　　　　　印

電話番号

※記名押印に代えて署名することができます。

川南町新婚家庭生活支援助成金交付申請書

川南町新婚家庭生活支援助成金交付要綱第６条の規定により　　　　年度川南町新婚家庭生活支援助成金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たり、裏面川南町新婚家庭生活支援助成金特記事項に同意するとともに、住民登録及び町税収納状況について確認されることに同意します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 続柄 | ふりがな | 生年月日年　　齢 |
| 入居者氏名 |
| 申請者 |  |  | ．　　．（　　　　歳） |
| 姓 | 名 |
| 旧姓 |
| 配偶者 |  |  | ．　　．（　　　　歳） |
| 姓 | 名 |
| 旧姓 |
|  |  |  | ．　　．（　　　　歳） |
| 姓 | 名 |
|  |  |  | ．　　．（　　　　歳） |
| 姓 | 名 |
| 婚姻届出日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 新住居への住民登録日 | 申請者 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 配偶者 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 前住所 | 申請者 | １．町内　　　２．町外（　　　　　　） |
| 配偶者 | １．町内　　　２．町外（　　　　　　） |

１　申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 生活支援助成 | 月額：　　　　　　　　円 |
| 通勤助成 | 申請者 | 月額：　　　　　　　　円 |
| 配偶者 | 月額：　　　　　　　　円 |

２　勤務先（通勤助成の申請者のみ記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 所在地：法人名： |
| 配偶者 | 所在地：法人名： |

３　添付書類

□　夫婦の記載のある戸籍謄妙本又は婚姻届受理証明書（発行日から１か月以内のもの）

□　助成金交付に係る誓約書兼同意書

□　雇用証明その他雇用者であることを証する書類（通勤助成の申請者のみ）

□　賃貸借契約書の写し　　　□　その他町長が必要と認める書類

川南町新婚家庭生活支援助成金特記事項

（趣旨）

1. この特記事項は、川南町新婚家庭生活支援助成金（以下「助成金」という。）交付に係

る条件等について、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付の決定の取消し）

第２条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
2. 次のいずれかに該当することが判明したとき。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員

　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

　　ウ　交付申請の時点において、世帯を構成する者の全てが本町の住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。ただし、当人の責によらない滞納がある場合を除く。

　　エ　ア及びイに掲げるもののほか、助成金を交付することが公益又は補助金等の交付の目的に反すると認められるとき。

（資格の喪失）

第３条　交付決定者が要綱第９条各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生した月の翌月から助成金（第６号にあたっては、通勤助成）を受ける資格を喪失する。

２　交付決定者が、実績報告を３月末日までに、助成金の交付申請を４月２０日までに行わなかったときは、その日以降助成を受ける資格を喪失するものとする。

（変更届）

第４条　交付決定者は、前条の規定により助成金を受ける資格を喪失したとき、又は当該決定を受けた助成期間内に申請した事項に変更が生じたときは、変更届に当該変更となったことを証する書類を添付して速やかに町長に届け出なければならない。

（補助金等の返還）

第５条　町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により助成金を受給したときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

２　前項の規定による助成金の返還請求を受けた交付決定者は、町長が定める期限までに助成金

を返還しなければならない。